

別添

平成 30 年定期監査結果報告書  
(平成 29 年度対象)

神奈川県監査委員



本報告書は、平成 30 年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項及び第 11 項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員佐藤光及び監査委員高橋稔を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて 1 年分を取りまとめたものであり、同法第 199 条第 9 項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第 10 項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成 30 年 10 月 9 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 高 岡 香

同 太 田 眞 晴

同 佐 藤 光

同 高 橋 稔



## 目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の実施	1
1	監査等実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査の範囲	1
4	監査の実施箇所数	1
第3	監査の結果	2
1	監査結果の概要	2
(1)	本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2)	局等別内訳	3
2	不適切事項	4
(1)	特記すべき不適切事項	4
(2)	複数の機関で認められた事案	14
3	要改善事項	16
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	16
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	20
4	箇所別の監査結果	26
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	26
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	62
別記	組織及び運営の合理化に資するための意見	68



## 第1 監査の対象

平成30年定期監査の対象は全ての県機関564箇所（平成30年4月1日に地方独立行政法人への移行又は指定管理者制度の導入により、県機関ではなくなった3箇所を含む。）で、その内訳は本庁機関207箇所、出先機関357箇所である。

なお、出先機関357箇所のうち、平成30年4月26日までに結果を取りまとめた98箇所については、監査の結果に関する報告を、同年7月11日に議会、知事等に提出し、同年8月21日付けで公表（公報掲載）しており、本報告書では「既報告」と表記している。

## 第2 監査の実施

### 1 監査等実施方針

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、財務執行の合規性の観点から不適切な事案の有無を監査するとともに、3E監査（経済性・効率性・有効性）の観点から改善すべき事項がないか、事務事業の執行において今後改善又は見直しすべき事項がないかなどを監査する。

### 2 監査実施期間

平成29年12月28日から平成30年9月27日まで

出先機関：平成29年12月28日から平成30年9月6日まで

（職員調査は、平成29年12月1日から平成30年7月20日まで）

本庁機関：平成30年7月19日から同年9月27日まで

（職員調査は、平成30年5月14日から同年8月10日まで）

### 3 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要な応じて、前回監査実施後の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

### 4 監査の実施箇所数

監査を実施した564箇所の監査実施区分の内訳は、監査（甲）283箇所、監査（乙）281箇所（うち書面調査165箇所）である。

監査区分	監査（甲）	監査（乙）		計
			うち書面	
	箇所	箇所	箇所	箇所
本庁機関	197	10	0	207
出先機関	86	271	(165)	357
重点所属	20	2	0	22
大規模所属	15	8	0	23
中規模所属	30	35	0	65
小規模所属	2	12	(1)	14
業務定型的所属	19	214	(164)	233
計	283	281	(165)	564

（注）1 監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査

- 又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部）を実施
- 2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに監査（甲）を実施
  - 3 全ての県機関に対して、毎年監査（甲）又は監査（乙）を実施

### 第3 監査の結果

#### 1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が183件認められ、その内訳は、不適切事項170件（うち既報告32件）、要改善事項13件（うち既報告2件）である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

#### (1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した183件の本庁機関及び出先機関別の内訳は、次のとおりである。

区分	30年監査			29年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	51 件	119 件	170 件	51 件	102 件	153 件	0 件	17 件	17 件
要改善事項	8	5	13	12	0	12	△4	5	1
計	59	124	183	63	102	165	△4	22	18



(2) 局等別内訳

指摘した183件の局等別の内訳は、次のとおりである。

局 等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
		箇所数	件数	不適切事項		要改善事項	
				箇所数	件数	箇所数	件数
	箇所	箇所	件	箇所	件	箇所	件
政 策 局	20 (8)	6	13	6	12	1	1
総 務 局	27(14)	4	7	3	6	1	1
くらし安全防災局	10 (3)	0	0	0	0	0	0
国際文化観光局	7 (2)	4	4	4	4	0	0
ス ポ ー ツ 局	4 (0)	1	1	1	1	0	0
環 境 農 政 局	29(17)	10	14	8	10	4	4
福祉子どもみらい局	25(13)	10	19	10	18	1	1
健康医療局	29(19)	10	18	10	17	1	1
産業労働局	20(10)	2	3	2	2	1	1
県土整備局	37(15)	13	20	13	19	1	1
会 計 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	28(17)	14	18	12	16	2	2
議 会 局	4 (0)	0	0	0	0	0	0
教育委員会	200(185)	49	63	49	62	1	1
各委員会等	9 (0)	1	1	1	1	0	0
公安委員会	112(54)	2	2	2	2	0	0
計	564(357)	126	183	121	170	13	13

(注) 1 実施箇所数の( )は出先機関数で内数

2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを、環境農政局には神奈川県立フラワーセンター大船植物園(平成30年4月1日指定管理者制度を導入)を、健康医療局には神奈川県立保健福祉大学及び同実践教育センター(平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行)を含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

## 2 不適切事項

不適切事項は170件で、平成29年監査に比べて17件増加し、3年ぶりの増加となっている。不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」とおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が28件増加し56件と最も件数が多くなったほか、収入の項目が7件増加し、2番目に多い29件となっている。

(監査実施箇所数 平成30年：564箇所、平成29年：566箇所)

項目	30年監査		29年監査		件数比較増減	対前年比率
	件数	構成率	件数	構成率		
予 算 執 行	11	6.5	11	7.2	0	100.0
収 入	29	17.1	22	14.4	7	131.8
支 出	28	16.5	20	13.1	8	140.0
会計事務処理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
契 約	56	32.9	28	18.3	28	200.0
課 税 徴 収	1	0.6	1	0.7	0	100.0
工 事	12	7.1	13	8.5	△1	92.3
補 助 金	2	1.2	2	1.3	0	100.0
現金・有価証券	0	0.0	1	0.7	△1	皆減
財 産	17	10.0	37	24.2	△20	45.9
庶 務	8	4.7	18	11.8	△10	44.4
指 定 管 理	6	3.5	0	0.0	6	皆増
計	170	100.0	153	100.0	17	111.1

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

不適切事項の内容としては、契約の締結が遅れたもの、支払期限を過ぎて支払っていたもの、神奈川県財務規則の規定どおりに督促状を発行していなかったもの、契約当事者間で締結した協定に基づく契約額の改定を行っていないものなど、事務処理の遅れや未処理によるものが多数認められたほか、契約書に記載すべき事項が誤っていたものや、設計額または変更設計額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものも多数発生していた。

また、これらのなかには、時効により使用料などが徴収できなかった事例や、事務処理の遅延が1年以上にわたるものもあった。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、各所属における確認不足及び進行管理の不備など、内部統制が十分機能していないことなどに起因するものと考えられ、関係各機関においては、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令等に係る理解の向上を図るとともに、内部統制が機能するよう体制の整備に努めるなど、適正な事務の執行のために、一層努力する必要がある。

### (1) 特記すべき不適切事項

不適切事項170件のうち、特記すべきものが次のとおり50件ある。

## ア 金額的に特記すべき事案

### (7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

#### a 工事

- 二宮町川匂 206 番地付近配水管改良工事（ゼロ県債）の変更設計額の積算に当たり、路面復旧工について、厚さ 27cm の上層路盤工を適用し 2 層分の施工手間を計上すべきところ、誤って厚さ 25cm と厚さ 2 cm の上層路盤工を適用し、3 層分の施工手間を計上したため、変更後の設計額（18,046,800 円）が 75,600 円過大であった。その結果、変更後の契約額（17,959,320 円）が 75,600 円過大であった。

（企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p44）

- 玄倉 1（発）水圧鉄管路更新工事の変更設計額の積算に当たり、直接工事費 1（水圧鉄管路）の塗装費 1（水圧鉄管路）の塗替塗装について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（313,081,200円）が496,800円過大であった。その結果、変更後の契約額（272,217,240円）が432,000円過大であった。

（企業庁 神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p46）

#### b 財産

県と公益財団法人神奈川産業振興センターが共有する建物及び同センターが単独所有する立体駐車場の存する土地（面積1,174.91㎡）に係る賃貸借契約（貸付面積890.46㎡、契約額9,018,990円）の締結に当たり、共有である建物の敷地分は建物の区分所有割合により按分した面積を、単独所有である立体駐車場の敷地分は全面積を貸付面積とすべきところ、立体駐車場の敷地分についても区分所有割合により按分した面積としていたため、貸付面積が34.114㎡過少となり、平成29年度において、貸付料が339,795円不足していた。

（産業労働局 中小企業部中小企業支援課 p38）

#### c 庶務

職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成 29 年 1 月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが 189 事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給（約 29,000 千円）及び支給不足（約 548,000 千円）が発生していた。

（総務局 組織人材部人事課 p28）

### (イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

#### a 工事

平成 28 年度河川改修工事（県単）その 15 の変更設計額の積算に当たり、仮設工の法面工の植生基材吹付工及びラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（49,453,200 円）が 702,000 円過少であった。その結果、変更後の契約額（44,013,240 円）が 624,240 円過少であった。

（県土整備局 神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター p42）

#### b 庶務

職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成 29 年 1 月から本格稼働

したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが 189 事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給（約 29,000 千円）及び支給不足（約 548,000 千円）が発生していた。【再掲】

（総務局 組織人材部人事課 p28）

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

a 収入

○ 自動販売機等設置場所賃貸借契約に伴う賃借料 1 件、6,091,200 円について、契約に定める納付期限を著しく超えて調定を行っていた。

（政策局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p27）

○ 元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額 1 件、1,134,053 円について、調定が三月を超えて遅れていた。

（環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p31）

○ 県営住宅の一部住戸（32戸）について、昭和60年度以降、誤った住戸面積に基づき家賃を算定していた。その結果、過大徴収分1,584件、5,147,016円の還付に当たり、還付加算金が68,500円発生していた。また、過少徴収分1,732件、4,874,860円のうち903件、2,605,660円については、家賃の徴収誤りを把握した時点で既に消滅時効が完成していたため徴収できなかった。

（県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p42）

○ 県営住宅の家賃を過少に徴収していた者から家賃の差額分829件、2,269,200円を徴収するに当たり、債権個別システムである県営住宅管理システムにより個々の家賃の調定をした後、神奈川県財務規則に基づき、会計管理システムを用いた調定伺票（一括）により収入調定すべきところ、同システムによる調定を失念したため、県の会計上、収入調定がなされていなかった。

（県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p42）

○ 配水管き損賠償金の収入未済 1 件、1,471,765円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日となった結果、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、13日を経過した日を督促状の指定期限としていた。

（企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p44）

○ 県立三浦ふれあいの村の施設命名権収入 1 件、524,572円並びに県立ふれあいの村 3 施設の自動販売機設置に係る財産貸付収入 3 件、3,024,319円及び教育財産の目的外使用許可に係る使用料10件、2,621,510円について、調定が三月を超えて遅れていた。

（教育委員会 教育局支援部子ども教育支援課 p47）

## b 支出

- 平成29年9月分の電気料金（20施設分14,597,315円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息854円を支払っていた。

（環境農政局 総務室 p30）

- 平成29年4月分のガス料金（1,562,361円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2,774円を支払っていた。〔既報告〕

（健康医療局 神奈川県衛生研究所 p36）

- 上下水道料金の過誤納の還付等の支払に当たり、神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行に対して2回にわたり集中払データの内容を誤って通知し、機械処理では期日までに支払うことができなくなった408件、支払金額199,271,484円について、同行に手作業での支払を依頼し、通常業務を著しく超える作業を行わせることとなったことから、この作業に対する事務手数料1件、88,128円を支払っていた。

（企業庁 財務部会計課 p42）

- 茅ヶ崎北陵高校仮設校舎借上契約に係る平成29年度7月分リース料5,208,840円について、支払期限までに支払っていなかった。その結果、遅延利息6,300円を支払っていた。

（教育委員会 教育局行政部財務課 p46）

### (イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手续が著しく遅延していた。

（国際文化観光局 国際課 p29、観光部国際観光課 p30）

※2箇所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

### (オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 介護支援専門員証交付業務委託ほか5件（契約額計 57,363,347円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日又は同月3日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。

（福祉子どもみらい局 総務室 p32）

- 実習指導者育成事業委託契約ほか5件（契約額計 10,855,304円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。

（健康医療局 総務室 p35）

- スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額69,356,250円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改

定を、平成 28 年度当初に 166,320 円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、3,240 円の支払が不足していた。

(教育委員会 教育局支援部特別支援教育課 p48)

- 自動販売機設置場所賃貸借契約 2 件 (契約額計 11,661,552 円) の締結に当たり、教育施設課で実施した入札の結果に基づき契約期間を平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って平成 31 年 3 月 31 日と記載していた。

(教育委員会 神奈川県立綾瀬高等学校 p52)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 23 年度契約分 (契約期間：平成 23 年 5 月 30 日から平成 31 年 8 月 31 日まで、契約総額 97,941,685 円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 27 年度当初に 245,160 円の増額改定を、平成 28 年度当初に 178,200 円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、3,240 円の支払が不足していた。

(教育委員会 神奈川県立金沢養護学校 p53)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 26 年度契約分 (契約期間：平成 26 年 9 月 8 日から平成 34 年 12 月 31 日まで、契約総額 107,894,160 円) について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に 20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成 29 年度分として 11 件、13,486,770 円を支払っていた。なお、締結すべき協定に基づき試算したところ、平成 29 年度において、燃料費、運転員賃金について 20%以上の物価変動が認められたことから、平成 29 年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。

(教育委員会 神奈川県立瀬谷養護学校 p53)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 25 年度契約分 (契約期間：平成 25 年 6 月 6 日から平成 33 年 12 月 31 日まで、契約総額 91,497,231 円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 29 年度当初に 2,073,600 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、438,480 円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立三ツ境養護学校 p54)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 26 年度契約分 (契約期間：平成 26 年 9 月 3 日から平成 34 年 12 月 31 日まで、契約総額 95,999,904 円) について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に 20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成 29 年度分

として11件、11,999,988円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。

(教育委員会 神奈川県立高津養護学校 p54)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年8月1日から平成32年8月31日まで、契約総額91,579,092円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に181,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立麻生養護学校 p54)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額56,981,411円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に452,520円の増額改定を、平成28年度当初に333,720円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、4,320円を過少に支払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額95,904,000円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの可否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの可否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,987,998円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。

(教育委員会 神奈川県立相模原養護学校 p55)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年11月6日から平成30年3月31日まで、契約総額98,998,197円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成25年度当初に346,500円の増額改定を、平成29年度当初に89,640円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、18,360円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額92,337,070円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施すべきところ、改定金額を誤って算定したため、契約総額は3,657円過大となっており、平成29年度において、11件、1,088円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立岩戸養護学校 p55)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額85,311,384円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改

定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、59,400 円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立武山養護学校 p56)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 21 年度契約分 (契約期間:平成 21 年 4 月 23 日から平成 29 年 8 月 31 日まで、契約総額 74,396,283 円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 22 年度当初に 1,182,300 円の減額改定を、平成 24 年度当初に 557,550 円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成 29 年度当初に 43,200 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は 6,637 円過大となっており、平成 29 年度において、4 件、39,768 円を過大に支払っていた。また、平成 23 年度契約分 (契約期間:平成 23 年 5 月 26 日から平成 31 年 8 月 31 日まで、契約総額 112,919,247 円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 27 年度当初に 503,280 円の増額改定を、平成 28 年度当初に 370,440 円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、5,400 円の支払が不足していた。

(教育委員会 神奈川県立平塚養護学校 p56)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 25 年度契約分 (契約期間:平成 25 年 6 月 6 日から平成 33 年 8 月 31 日まで、契約総額 87,178,899 円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 29 年度当初に 2,097,360 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、474,120 円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立湘南養護学校 p57)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 24 年度契約分 (契約期間:平成 24 年 6 月 6 日から平成 32 年 8 月 31 日まで、契約総額 92,659,226 円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 29 年度当初に 199,800 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、59,400 円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立鎌倉養護学校 p57)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 26 年度契約分 (契約期間:平成 26 年 9 月 8 日から平成 34 年 12 月 31 日まで、契約総額 107,049,600 円) について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に 20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成 29 年度分として 11 件、13,381,192 円を支払っていた。なお、締結すべき協定に基づき試算したところ、平成 29 年度において、燃料費、運転員賃金について 20%以上の物価変動が認められたことから、平成 29 年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。

(教育委員会 神奈川県立藤沢養護学校 p57)



- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 25 年度契約分 2 件（契約期間：平成 25 年 6 月 6 日から平成 33 年 8 月 31 日まで、契約総額 99, 140, 419 円及び契約期間：平成 25 年 6 月 6 日から平成 33 年 12 月 31 日まで、契約総額 105, 739, 731 円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 29 年度当初に計 4, 862, 160 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、契約額見直しの必要性についての検討に誤りがあったため、これを行っておらず、平成 29 年度において、22 件、1, 062, 720 円を過大に支払っていた。

（教育委員会 神奈川県立小田原養護学校 p57）

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分（契約期間：平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額141, 412, 438円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1, 290, 450円の減額改定を、平成24年度当初に607, 950円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に46, 440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は12, 118円過大となっており、平成29年度において、4 件、43, 198円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分（契約期間：平成25年1月21日から平成33年3月10日まで、契約総額132, 245, 466円）について、契約当事者間で締結した協定書に基づき、平成29年度当初に293, 760円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、74, 520円を過大に支払っていた。

（教育委員会 神奈川県立茅ヶ崎養護学校 p58）

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87, 157, 364円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2, 097, 360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474, 120円を過大に支払っていた。また、平成26年度契約分（契約期間：平成26年6月24日から平成34年8月31日まで、契約総額89, 424, 000円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11, 177, 991円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。

（教育委員会 神奈川県立伊勢原養護学校 p58）

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額88, 621, 875円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228, 960円の増額改定を、平成28年度当初に166, 320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3, 240円を過少に支払っていた。また、平成24年度契約分（契約期間：平成24年7月22日から平成32年8月31日ま

で、契約総額87,274,050円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に184,680円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立座間養護学校 p59)

- スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成22年度契約分(契約期間:平成22年11月14日から平成31年3月31日まで、契約総額277,615,800円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成26年度当初に739,800円の増額改定を、平成29年度当初に434,160円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、69,120円を過大に支払っていた。また、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額90,435,445円)について、平成29年度当初に1,384,560円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、317,520円を過大に支払っていた。さらに、平成27年度契約分(契約期間:平成27年7月16日から平成35年8月31日まで、契約総額92,620,800円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,577,599円を支払っていた。なお、締結すべき協定に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。

(教育委員会 神奈川県立相模原中央支援学校 p60)

- (カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの  
該当なし。

#### イ 内容的に特記すべき事案

- (ア) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

- a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの  
該当なし。

- b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

##### (a) 収入

- 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。  
[既報告]

(福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p34)

- 児童福祉施設等職員賄料の収入未済11件、32,370円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、3件、9,213円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立子ども自立生活支援センター p34)

- 短期入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。【既報告】

(福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療育相談センター p34)

- 神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円過大に記載していた。【既報告】

(注) 現金集計表を作成していなかったことのみが規則違反に該当

(健康医療局 神奈川県動物保護センター p37)

- 平成29年4月から同年11月までの諸証明書交付手数料11件、9,700円について、神奈川県財務規則の規定に反し、収入に係る事後調定を行っていなかった。

(教育委員会 神奈川県立横浜明朋高等学校 p50)

#### (b) 支出

- 結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。

(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所 p36)

#### (c) 契約

- 実習指導者育成事業委託契約ほか5件(契約額計10,855,304円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。【再掲】

(健康医療局 総務室 p35)

#### (d) 財産

- 藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。【既報告】

(県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p40)

#### c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

#### (イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

#### (ロ) 事務処理等が著しく不適切なもの

**a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの**

支出事務において、スクールカウンセラーへの旅費1件、552円の支給に当たり、所属担当者による代行入力が遅れたため、出張の日から著しく遅延した平成30年4月に支給していた。

(教育委員会 神奈川県立相模向陽館高等学校 p52)

**b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの**

該当なし。

**c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの**

該当なし。

**d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの**

○ 支出事務において、飲料品代1件、2,592円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。

(政策局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p27)

○ 支出事務において、結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。【再掲】

(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所 p36)

**(I) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの**

**a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの**

**b 措置の実効が挙がっていないもの**

**c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの**

いずれも該当なし。

**(2) 複数の機関で認められた事案**

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

**ア 収入**

○ 収入未済金の督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し納付期限から20日以内に督促状を発行していなかったものや、督促状の発行を行っていないものなどがあつた。

(12箇所)

この不適切な取扱い、督促状の発行の根拠となる規定等の理解や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

○ 使用料等の調定などに当たり、三月を超えて遅れていたものや調定を行っていなかったものがあつた。(9箇所)

この不適切な取扱いは、担当者の失念や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

**イ 支出**

公共料金等の支払に当たり、支払期限を超えて支払っていたものや支払を行っていなかったものがあつた。(15箇所)

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

## ウ 契約

- スクールバス運行委託契約の執行に当たり、契約書の規定に基づき協定を締結していなかったものや、協定は締結していたが、協定に基づく契約額の改定を行っていなかったものなどがあつた。(18箇所)

この不適切な取扱いは、担当者が異動する際の引継ぎが不十分であったことや、受注者からの申出等に基づいて協定の締結や契約額の改定を行うと誤認していたことなどによるものである。

本件は、特定の事案につき多くの所属において事務の執行が適正に行われていなかったものあり、本庁機関の事務指導による改善が必要であると認められたことから、要改善事項(後記3(2)⑤)としても、指摘した。

- 契約期間の開始日が平成29年4月1日である契約について、会計局長通知に反して同月30日までに契約の締結を行っていないものがあつた。(5箇所)

この不適切な取扱いは、契約相手方への契約書の送付が遅れたことや会計局長通知の趣旨に係る基本的な理解が不十分であったことなどによるものである。

- 賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、契約書において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%としていないものがあつた。(4箇所)

この不適切な取扱いは、契約書に記載された年利率の確認が不十分であったことによるものである。

## エ 工事

工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、誤った単価加算率等を適用して積算していたため、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過少であつたものがあつた。(8箇所)

この不適切な取扱いは、設計担当者の最終段階での確認、及び検算者のチェックが不十分であつたことによるものである。

## オ 庶務

修学旅行引率指導業務等に従事した場合に支給される教員特殊業務手当を支給していないものがあつた。(3箇所)

この不適切な取扱いは、本人が特殊勤務手当実績整理簿への記載を失念したことや、複数職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

## カ 指定管理

指定管理施設の公園等に係る利用料金について、指定期間開始時に申請がなかつたことから利用料金の承認をしていなかったものがあつた。(5箇所)

この不適切な取扱いは、一義的には指定管理者の責に帰すべきものではあるが、神奈川県都市公園条例の手続が確実に行われているかについての確認が不十分であつたことによるものである。

### 3 要改善事項

要改善事項の13件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

#### (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

##### ① 一般社団法人神奈川県畜産会が管理している積立準備金に関する件

(環境農政局 農政部畜産課)

肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「法」という。）に基づく肉用子牛生産者補給金制度において、一般社団法人神奈川県畜産会（以下「畜産会」という。）が管理している生産者積立準備金（以下「積立準備金」という。）のうち本県の負担に係る分（以下「本県分」という。）について、当面需要が見込まれない多額の資金が保有されている状況であった。

牛肉の輸入自由化により、肉用子牛の価格低落による肉用子牛生産者（以下「生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、法に基づき肉用子牛生産者補給金制度が平成2年度に創設された。

この制度は、肉用子牛の価格が低落し、肉用子牛の平均売買価格（以下「平均価格」という。）があらかじめ定められた一定の基準である保証基準価格又は合理化目標価格を下回った場合に、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）が、その価格差を補填するために、生産者に対して肉用子牛生産者補給金（以下「生産者補給金」という。）を交付するものであり、本県における指定協会は畜産会となっている。

本県において、生産者は、畜産会と締結する肉用子牛生産者補給金交付契約に基づき、生産者積立金（以下「積立金」という。）として積み立てるため負担金を納付することとなっており、畜産会は、生産者から納付された負担金の額に応じて独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び本県が負担する額と合せて積立金として管理している。そして、平均価格が保証基準価格を下回った場合には、その差額の10分の10を機構から交付された生産者補給交付金を財源として、平均価格が合理化目標価格をも下回った場合には、保証基準価格と合理化目標価格の差額の10分の10は生産者補給交付金、合理化目標価格と平均価格の差額の10分の9は積立金を財源として、それぞれ生産者補給金を交付している。

積立金は、毎年度積み立てが行われるが、5年間の業務対象年間終了時において、積立金に残額がある場合は、その残額を翌年度に積立準備金に繰り入れることとなっている。そして、積立準備金は、次の業務対象年間において、負担金に充当するため積立金に繰り入れたり、積立準備金に残額が生じることが見込まれる場合、負担割合に応じてその全部又は一部を返還（無事戻し）したりするなど一定の場合に限り処分することが認められているが、処分に当たっては、生産者の負担に係る分（以下「生産者分」という。）、機構の負担に係る分（以下「機構分」という。）及び本県分について、それぞれ個別に判断することとなっている。

そこで、第5業務対象年間（平成22年4月から平成27年3月まで）終了後の積立準備金についてみると、生産者分及び機構分については、畜産会理事会の議決及び機構理事長の指示に基づき、それぞれ全額の返還を受けた上で、新たな積立てに当たっては、改めて負担金の納付等を行っていることから、平成27年度末の積立準備金残高はいずれも0円であるのに対して、本県分については、平成12年度に肉用子牛価格安定制度生産

者積立金補助金を休止した後、新たな積立てに当たっては、既存の積立準備金を原資とすることとしたため、積立準備金の返還は受けておらず、平成27年度末の本県分の積立準備金残高は34,407,973円となっている。

しかしながら、本県分の積立準備金についても、業務対象年間中において、積立準備金に残額が生じることが見込まれる場合には、負担割合に応じてその全部又は一部を返還することが可能となっていることから、平成29年度末の本県分の積立準備金残高の規模について検証したところ、新たな積立てに伴う、本県分の積立準備金から積立金への繰入額（以下「積立金繰入額」という。）は、現行の第6業務対象年間（平成27年度から31年度まで）では、平成27年度1,275,850円、平成28年度526,900円、平成29年度519,400円となっており、この3年間の平均額774,050円を基に第6業務対象年間における積立金繰入額に係る所要額を試算すると3,870,250円となり、平成29年度末の積立準備金残高33,367,101円は、これに比べて8倍以上の規模となっており、本県分の積立準備金について、当面需要が見込まれない多額の資金が保有されている状況であった。

したがって、本県分の積立準備金について、今後の積立金繰入額に係る所要額を精査した上で、当面需要が見込まれない資金については、畜産会に対して返還を求めるなど、資金の有効活用が図られるよう改善する必要がある。

## ② A重油の調達に関する件〔既報告〕

（環境農政局 神奈川県水産技術センター）

水産技術センター（以下「センター」という。）は、漁業調査指導船の動力燃料であるA重油について、年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、年間の執行予定額が約1千万円であるため、年間契約等を締結する場合には一般競争入札を実施することになるところ、月1回の給油の都度、特定の3事業者（以下「特定3者」という。）による見積合せにより契約相手方を決定していた。

センターは、漁業調査や漁業取締を行うために保有する船舶のうち、総トン数105トンと最も大きな漁業調査指導船江の島丸について、その動力燃料であるA重油を年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、平成29年度における執行予定額は約1千万円となっている。このため、年間又は四半期契約などを締結する場合には、一般競争入札により契約相手方を決定することになるが、センターは、月1回の給油の都度、江の島丸が停泊する三崎港において給油用船舶による給油（以下「船舶給油」という。）の実施が可能な特定3者による見積合せを行い、契約相手方を決定していた。

このことについて、センターは、A重油の価格は、ガソリンと同様、非常に流動的であり、センターのように発注量が多い場合、単価の小さな差が調達総額に大きな影響を及ぼすことになり得るため、こうした価格変動に適切に対応するため、年間又は四半期契約などとはせず、月1回の給油の都度、契約を締結することには一定の合理性が認められるとしている。そして、この結果、各契約の予定価格が、神奈川県財務規則第50条第1項第2号に定める、財産の買入れについて随意契約によることができる上限額である160万円以下となることから、上記のように見積合せにより契約相手方を決定しているとしている。

また、三崎港において陸上から船舶へ給油することが可能な施設は特定3者のうちの1者が保有する1箇所のみであり、船舶給油についても、事業者が保有する給油用船舶ごとに定められている航行区域の制約により、横浜港など三崎港以外の港湾を母港とす

る給油用船舶のうち、江の島丸への給油に用いられるような小型のものは、通常、三崎港まで航行することはできないこと、仮に、航行できる船舶であったとしても、三崎港までの航行に要する燃料コストが回収できるほど本件調達における1回当たりの給油量は多くないこと、そして、平成19年度に実施した指名競争入札において三浦市外の事業者が全て辞退したことなどから、競争入札を実施しても特定3者以外の応札は想定し難く、現在の方法によっても競争性や契約単価の適正性は損なわれているとまではいえないとしている。

しかしながら、前記の価格変動への対応については、会計局調達課が年間契約を締結し、あっせんを行っているガソリンなど車両等用燃料の全庁一括調達において、当初決定した契約単価を、資源エネルギー庁が毎週公表する石油製品価格調査における価格に一定の方法により連動させる形での対応が図られていることから、ガソリンと同じ石油製品であり、同調査の対象となっているA重油についても、こうした方法により対応することができると考えられる。

また、競争入札を実施しても特定3者以外の応札は想定し難いとしていることについては、航行区域の制約についての事実を正確に確認するには、県の石油類買入れに係る入札参加資格を有する事業者が保有する給油用船舶の航行区域を完全に把握する必要があるが、調達の都度、こうした点を確認することは事実上不可能に等しいと考えられること、三崎港以外の港湾を母港とする給油用船舶が燃料コストの点で不利であるにしても、具体的な燃料コストを把握していないなどの状況下では、事業者の応札意思を推定することは不可能であることなどから、特定3者以外の応札は想定し難いとするセンターの見解は妥当なものとは考えられない。

現に、江の島丸と同様に三崎港を母港とし、神奈川県立海洋科学高等学校が保有する実習船湘南丸（総トン数646トン、動力燃料A重油）については、1回当たりの平均給油量が江の島丸の約10倍ある大型船舶ではあるが、平成28年度及び平成29年度に実施された5回の一般競争入札のうち2回において、特定3者以外の者（本社 横浜市）が落札し、三崎港において船舶給油を行っているという事実が確認されている。なお、これらの入札における落札単価について、同時期に実施された江の島丸の見積合せにおける落札単価と比較すると、スケールメリットが働いたことも要因であるとは考えられるが、1.62円/ℓから12.96円/ℓ低額となっていた。

したがって、今後のA重油の調達に当たっては、契約の透明性、競争性等を確保するため、年間契約等によることとし、車両等用燃料の全庁一括調達などにおける契約単価の設定方法を参考にA重油の価格変動に適切に対応する方策を講じた上で、競争入札を実施するよう改善する必要がある。

### ③ 船舶等の有効活用に関する件 [既報告]

(環境農政局 神奈川県水産技術センター内水面試験場)

水産技術センター内水面試験場（以下「内水面試験場」という。）は、使用実績のない船舶2隻並びにこれら船舶に付属する備品である船台トレーラー1台及び船外機6台（以下、これらを合わせて「船舶等」という。）を所有し続けたまま有効に活用していない状況であった。

内水面試験場は、河川及び湖で調査や外来種駆除を行うため、船舶「丹沢」（総トン数0.3トン、備品台帳価格411,600円）及び「やまゆり」（総トン数0.2トン、備品台



帳価格 259,560 円) を所有しているが、「丹沢」は平成 27 年 10 月を最後に、「やまゆり」は平成 23 年頃を最後に、それぞれ使用していない状況であった。また、「丹沢」の陸送や船台の役割を果たす船台トレーラー(備品台帳価格 136,500 円)や、船舶の推進システムである船外機 6 台(備品台帳価格計 921,221 円)も同様に使用していない状況であった。

そして、内水面試験場は、上記の船舶 2 隻を使用する場合に備えて、毎年保険料(平成 29 年度 2 隻分計 32,012 円)を支払っていたほか、5 年に 1 度、漁船及び登録票の検認費用(平成 29 年度 3,600 円)を支払っていた。

内水面試験場は、船舶等について、自らの事業として予定していない案件であっても、調査等の協力要請があった場合などのために所有し続ける必要があるとして、これまで他所属への管理換えや売却等の可能性は検討していなかった。

しかしながら、具体的な使用の見込みがないまま、船舶等が長期間にわたり有効に活用されていない現状は適切であるとはいえない。

したがって、内水面試験場において、調査等の協力要請等による船舶等の使用の可能性について検討し、今後も具体的な使用の見込みがないのであれば、関係各機関と調整のうえ、船舶等を必要としている他所属への管理換えや売却などを検討するなど、船舶等が有効に活用されていない現状を改善する必要がある。

#### ④ 寒川浄水場等に係る五つの維持管理業務に係る発注に関する件

(企業庁 神奈川県企業庁寒川浄水場)

企業庁が所管する寒川浄水場(以下「浄水場」という。)、水道水質センター(以下「センター」という。)及び神奈川県水道記念館(以下「記念館」といい、これらの施設を合わせて「3施設」という。)に係る廃棄物処理等の五つの維持管理業務(以下「5業務」という。)について、3施設がおおむね隣接して存在しているにもかかわらず、一部を除いて各施設に係るそれぞれの業務を個別に発注しており、同種の業務を一括して発注していなかった。

3施設は、東日本旅客鉄道株式会社相模線宮山駅付近におおむね隣接して所在する施設である。

浄水場及びセンターは、神奈川県企業庁組織規程(以下「組織規程」という。)第4条に定める出先機関であり、記念館は、企業庁が広報を目的に設置し管理している施設で、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス(以下「財団」という。)と協定を締結し、協働で行っている。そして、3施設における建物や設備等の維持管理業務については、組織規程や上記の協定により、浄水場が予算執行を行っている。

今回、3施設に係る5業務(廃棄物処理業務、清掃業務、警備業務、空調点検業務及び消防点検業務)の契約 15 件(契約価額計 18,449,051 円)について調査したところ、廃棄物処理業務及び清掃業務については、浄水場とセンターに係る業務を一括して発注していたが、その他については、各施設に係るそれぞれの業務を個別に発注している状況であった。そして、これらの契約における受注者の選定方法をみると、神奈川県公営企業財務規程などの規定に基づき、一般競争入札によるものが3契約(同 12,789,360 円)、指名競争入札によるものが1契約(同 1,695,600 円)、3者による見積合せによるものが2契約(同 1,344,600 円)、見積合せを省略しているものが9契約(同 2,619,491 円)となっていた。

しかしながら、各施設において上記の契約により行われているそれぞれの業務内容は、業務の種類により差はあるものの、基本的に高い同一性が認められること、3施設分がおおむね隣接して所在していることなどから、一部については現行の長期継続契約との調整が必要であるが、同

種の業務を一括して発注することが可能であると認められる。

そして、同種の業務について一括して発注することになれば、前記15件の契約は6件に集約され、契約件数の減少による事務執行の効率化が図られるとともに、受注者の選定方法については平成29年度契約における予定価格から判断すると、一般競争入札になるものが4件、指名競争入札になるものが1件、見積合せによることになるものが1件となり、その競争性や透明性が向上することになる。

したがって、今後、3施設に係る5業務の実施に当たっては、事務の効率化を図るとともに、受注者選定の競争性、透明性等を向上させるため、同種の業務について一括して発注するよう改善する必要がある。

## (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

### ① テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件

(政策局総務室、総務局総務室、環境農政局総務室、福祉子どもみらい局総務室、健康医療局総務室)

※5箇所に対する指摘であるため、5件としてカウントしている。

政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局（以下「各局」という。）に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。

各局では、その事務の用に供するため、出先機関を中心として公用車を多数保有している。

これらの公用車の一部には、現場に車両で移動して現地調査等を実施するなどの際に用務先に効率的に到達できるようにすることを目的として、カーナビが搭載されている。各局は、これらのカーナビについて、単体で購入して公用車に設置したり、カーナビが車体に組み込まれた車両を公用車として購入したりするなどしており、これらのカーナビの一部には、付加機能としてテレビ受信機能を有するものがある。

放送法及び日本放送協会放送受信規約によれば、NHKの放送を受信することのできる受信設備（以下「受信機」という。）を設置した者は、NHKと受信契約をしなければならないとされており、法人等がその事業所等に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとにそれぞれ受信契約を締結することとされている。そして、放送法に規定される受信機にはテレビ受信機能を有するカーナビも含まれることとされている。

今回、平成29年度の執行を対象とした定期監査において、各局に属する出先機関の公用車のうちテレビ受信機能を有するカーナビを搭載している34所属の80台について、

公用車におけるテレビ視聴の必要性を調査したところ、80 台全てについて、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要はないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載していた。

そして、テレビ受信機能を有するカーナビについては、NHKと受信契約を締結することとされており、上記34 所属の80 台のうち、7 所属の11 台に係るカーナビについては、当該所属において、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要はないと認められるにもかかわらず、NHKと受信契約を締結し、平成29 年度において受信料79,992 円を支払っていた。また、19 所属の33 台に係るカーナビについては、当該所属において、テレビ受信機能を有するカーナビについての受信契約締結の必要性に対する基本的な認識が欠けていたことなどから、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。

これらの事態は各所属において、公用車でテレビを視聴する業務上の必要性についての検討等を十分行わないまま、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載することにしたことに起因するものではあるが、これらの所属を含めた知事部局等の全所属に対しては、総務局総務室が実施するテレビ等受信機設置状況調査の際に、テレビ受信機能を有するカーナビについての放送法等の規定に基づく受信契約締結の必要性に対する基本的な考え方を周知している中で、各局に属する所属の一部に共通的に認められたものであることなどから、知事部局等に共通する事案として改めて対応する必要があるものである。

したがって、各所属におけるテレビ受信機能を有するカーナビについての受信契約の取扱いが適切に行われるとともに、今後、公用車にカーナビを搭載する際に、その選択が適切に行われるよう、次のとおり改善する必要がある。

- ア 各局の総務室、特に、テレビ受信機能を有するカーナビが搭載された公用車の台数が多かった政策局、総務局、環境農政局、福祉子どもみらい局及び健康医療局の各総務室において、今後、公用車にカーナビを搭載する際に、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められる場合には、テレビ受信機能を有しないカーナビを選択するよう各所属を指導すること
- イ 総務局総務室において、各所属における受信契約の取扱いが適切に行われるよう、各局の総務室を通じるなどして、各所属に対し、テレビ受信機能を有するカーナビについての放送法等の規定に基づく受信契約締結の必要性に対する基本的な考え方を周知徹底すること
- ウ 各所属において、テレビ受信機能を有するカーナビについてはNHKと受信契約を締結することとされていること、一方で、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められる状況にあり、受信契約締結により業務上テレビを視聴しないのに受信料を支払うことになることなどを踏まえて、現在搭載しているテレビ機能を有するカーナビの取扱いを検討し、引き続き、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載する場合には、放送法等の規定に基づき適切に受信契約を締結すること

## ② 神奈川県中小企業団体中央会における補助対象経費の算定に関する件

(産業労働局 中小企業部中小企業支援課)

中小企業団体中央会補助金(以下「中央会補助金」という。)の交付に当たり、神奈川県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)における補助対象経費の算定が、

指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態を反映した適正なものとなっていなかった。

県は、中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等を図るため、中央会に対し、中小企業団体中央会補助金交付要綱及び中小企業団体中央会補助実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、指導員等の設置及び中小企業組合等支援事業に必要な経費を対象として、中央会補助金（平成29年度補助金額248,263,000円）を交付しており、補助金の交付に係る事務は産業労働局中小企業部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）が所管している。

要綱等によれば、指導員等の設置に係る補助の対象は、補助対象事業に従事する指導員等の設置に要する経費のうち、必要かつ適当と認められたものとされている。そして、指導員等とは、専務理事、指導員及び指導員補を指し、専務理事は中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等の統括を、指導員及び指導員補は中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等をそれぞれ行うこととされている。また、指導員等は、総会に係る事務等補助対象事業以外の事務に従事することも可能であるが、その場合、当該指導員等に係る補助対象経費は、当該指導員等の設置に要する経費から補助対象事業以外の事務への従事割合に基づき算出した額を差し引いた額になるとされている。

中央会は、中央会補助金の補助対象経費のうち指導員等の設置に要する経費について、平成29年度の補助事業実績報告書において、専務理事1名並びに指導員及び指導員補36名分の給料等支出額の合計額から、指導員A及びBのみが補助対象事業以外の事務に従事したとして、その従事割合により、両名の給料等支出額の6.0%分及び7.0%分を差し引いた額としており、両名以外の専務理事、指導員及び指導員補については、給料等支出額の全額が補助対象経費に算入されていた。

しかしながら、指導員等のうち専務理事は、神奈川県中小企業団体中央会定款（以下「定款」という。）において、中央会の常務を掌理すると定められており、補助対象事業以外にも、全国中小企業団体中央会補助事業や賀詞交換会等の一般事業などの事業遂行に当たり、統括等の役割を担っていた。また、専務理事以外の部長代理以上の指導員は、補助対象事業以外にも、管理職あるいは上席者として、全国中小企業団体中央会補助事業や一般事業などの事業遂行に当たり、部長代理以上の職にない指導員及び指導員補に対し、業務上の指示、指導、助言等やこれらの事務に係る専務理事等との調整などを行うほか、全国中小企業団体中央会の大会等へも出席することがあった。そして、このような状況であるにもかかわらず、指導員等が上記の事務に従事したことに伴う補助対象事業以外の事務への従事割合は把握されておらず、補助対象経費の算定が、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態を反映した適正なものとなっていなかった。

したがって、中小企業支援課において、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態について、中央会に調査させるなどして的確に把握し、その結果に基づき、補助対象事業以外の事務への従事割合について合理的な算定基準を定めるなどして、中央会補助金の補助対象経費が適正に算定されるよう改善する必要がある。

### ③ 入札参加資格に係る地域要件に関する件

（県土整備局 神奈川県厚木土木事務所）

合同庁舎保守管理等業務委託契約の入札に当たり、入札参加資格としての地域要件が

業務上の必要性を十分に反映したものとなっていなかった。

厚木土木事務所（以下「所属」という。）では、厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約（契約額 9,579,600 円）について条件付き一般競争入札により受注者を決定するに当たり、入札参加資格として、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町又は清川村に本店もしくは営業所を有することを地域要件としていた。

これは、当該業務には設備運転管理業務が含まれ、設備の不具合が発生した際には保守要員が速やかに駆けつけ対応する必要があるためであり、地域要件を設定すること自体は、契約の目的を果たすために必要性があると認められる。

そして、所属では、地域要件の設定に当たり、土木事務所の業務は災害等の緊急時の対応など管内事業者の協力を得なければならないものが多いことから、管内事業者を優先したとしている。

しかしながら、上記の設備運転管理業務は日々の機器の設備運転管理という災害時の対応とは直接関連性のない業務であること、当該委託契約で求めているのは保守要員が所属へ速やかに駆けつけることであることから、地域要件の設定に当たり所属の所在地である厚木市に隣接する平塚市等を除外する理由は乏しいと認められる。

したがって、当該委託契約における地域要件の設定に当たっては、契約の競争性、公正性等を確保する観点から、真に契約の目的を果たすために必要な範囲とするよう、改善する必要がある。

#### ④ 公募の参加資格である業務実施要件に関する件

（企業庁 神奈川県企業庁相模川発電管理事務所）

発電施設体験学習案内業務委託契約について、事前公募方式により受注を希望する者の有無を確認し、一者随意契約を行っていたが、公募の参加資格である業務実施要件が業務内容を十分に考慮したものとなっていなかった。

相模川発電管理事務所では、電気事業（水力発電・太陽光発電）の広報活動の一環として、所管する発電所の見学案内を行っており、見学案内業務に係る担当職員の負担を軽減するため、発電施設体験学習案内業務委託（契約額 1,096,200 円）により実施していた。

上記委託業務の契約に当たっては、事前公募方式により受注を希望する者の有無を確認し、一者随意契約により受注者を決定していたが、その際、高圧又は特別高圧の発電施設構内を受託者と見学者のみで入所することとなり、施設構内高圧設備の一部基盤等の閲覧を希望する見学者に対応する必要があるとして、「特別高圧の水力発電所の維持管理又は運転監視業務の経験者や3種以上の電気主任技術者免状の有資格者」を配置することを公募の参加資格である業務実施要件として定めていた。

しかしながら、実際には発電施設体験学習案内業務委託契約の業務内容は、城山ソーラーガーデン及び津久井発電所等における小学生を対象とした一般的な見学案内業務であり、具体的には、水力発電所の仕組み、その模型による実演及び神奈川県営電気事業の説明、城山ソーラーガーデンの説明、津久井発電所（分水池も含む。）の説明、施設パンフレット等の配布、施設見学の案内、ビデオ操作などとされており、上記の業務実施要件に定められているような高度で専門的な経験・知識を有する者を配置する必要がある業務はなかった。このため、こうした業務実施要件の設定により公募参加者が制限されることになると認められる。

したがって、発電施設体験学習案内業務委託契約について、公募に際して、業務実施要件から「特別高圧の水力発電所の維持管理又は運転監視業務の経験者や3種以上の電気主任技術者免状の有資格者」を配置することを除外するなどして、契約の競争性、公正性等を確保するよう改善する必要がある。

#### ⑤ スクールバス運行業務委託契約における事務の執行に関する件

(教育委員会 教育局支援部特別支援教育課)

長期継続契約によるスクールバス運行業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため受注者との間で締結することとされている協定を締結していなかったり、協定は締結していたものの、毎年度実施することとされている契約額見直しの要否の検証を全く行っていなかったり、契約額見直しの要否の検証に当たり誤りがあったりして事務の執行が適正に行われていなかった。

県立特別支援学校26校では、障害のある児童及び生徒の教育の機会を確保するため、通学に必要なスクールバスの運行を外部事業者へ委託して行っており、平成29年度における運行台数は106台、委託契約に係る支払額は計957,452,941円となっている。

上記のスクールバスのうち、8年間にわたる長期継続契約により平成28年度以前から運行業務を委託していたものが22校で41台あるが、これらについては20校及び教育局支援部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）において、スクールバス運行業務委託契約を締結しており、その契約件数は32件、平成29年度における支払額は計457,003,949円（契約額計3,792,221,931円）となっている。

そして、上記32件の契約においては、特別支援教育課の指示により、委託する業務内容の大幅な変更や物価変動等社会情勢の変化に対応するため、合理的な指標等を用いた契約額の調整方法について、契約締結後速やかに受注者と協議し、合意することが約定されている。また、特別支援教育課が平成25年8月19日付で発出した事務連絡「県立特別支援学校スクールバスにおける協定書について（依頼）」（以下「平成25年度事務連絡」という。）においては、契約額見直しの要否を一定の方法により毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を受注者との間で締結することとされている。

今回、平成29年度の執行を対象とした定期監査において、平成28年度以前から長期継続契約によりスクールバス運行業務を委託していた所属のうち20所属における30契約を対象として、契約事務の執行状況を調査したところ、上記の協定を締結していなかったものが8契約、協定は締結していたものの、毎年度実施することとされている契約額見直しの要否の検証を全く行っていなかったものが14契約、契約額見直しの要否の検証に当たり、物価変動の算定等に誤りがあったものが7契約あり、1契約を除いて契約事務が適正に行われていなかった。そして、協定を締結していた22契約について、当該協定に基づき適正な支払額を算定したところ、平成29年度における支払額が過大となっていたものが16契約（過大支払額計3,239,814円）、支払額が不足していたものが5契約（支払不足額計19,440円）あった。

このことについて、特別支援教育課は、平成25年度事務連絡において、本件委託契約に係る留意点について、各特別支援学校に対して周知や注意喚起を図ったとしているものの、その後は、各所属の理解が定着しているとの認識に基づき、平成29年度末に至るまで事務連絡等を発しておらず、各所属が参加する会議などの場でもこうした点を取り

上げてはいなかった。

しかしながら、本件委託契約は、契約期間が8年間にわたることを踏まえて、契約額改定見直しの要否を毎年度検証することとされたものであり、本県における標準的な契約とは異なる独自の内容を含んでいることから、制度に対する理解や事務処理に当たっての注意が通常以上に求められるところである。特に、契約額見直しの要否の検証においては、20%以上の物価変動があるか否かにより、その必要性を判断することとなるが、今回、所属の理解不足等による物価変動の算定誤りが散見されたことから、その具体的な算定方法については、よりわかりやすく示す必要がある。

したがって、制度所管課である特別支援教育課において、各所属に対して、物価変動の具体的な算定方法について、よりわかりやすく示すことを含め、本件委託契約に係る事務手続の周知徹底を図るなどして契約事務の執行が適正に行われるよう改善する必要がある。

#### 4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 126 箇所であり、また、認められなかった箇所は 438 箇所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。なお、前記「2 不適切事項」の「(1)特記すべき不適切事項」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

##### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

###### ア 政策局（6箇所、13件）

###### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月29日（平成30年7月11日及び同月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、航空機騒音調査委託契約2件（契約額計579,600円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。 （要改善事項） 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」 （前記3(2)①参照）
政策部土地水資源対策課	平成30年8月29日（平成30年7月23日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、相模湖交流センター土地賃貸借契約5件（長期継続契約、契約総額計270,606,988円）の平成29年度支払額8,168,847円について、支出負担行為に当たり、執行伺票の起票及び決裁が三月を超えて遅れていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料2件、3,584円が徴収不足であった。

###### (イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成30年8月29日（平成30年5月29日及び同月30日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 （1）広告の掲示に伴い広告主から徴収すべき行政財産使用料及び広告収入に係る収入未済2件、39,498円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなか



		<p>った。</p> <p>(2) 自動販売機等設置場所賃貸借契約に伴う賃借料1件、6,091,200円について、契約に定める納付期限を著しく超えて調定を行っていた。</p> <p>[特記前出]</p> <p>2 支出事務において、飲料品代1件、2,592円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県県央地域県政総合センター	平成30年4月26日（平成30年3月12日から同月15日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、中沢水源分収林の伐倒木の売払いに伴う分収金1件、243,890円の支払に当たり、分収金額決定に係る土地所有者への通知が、土地所有者へ支払うべき分収金額を決定した日から三月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、測量機器等（予定価格計92,524円）の購入に当たり、これらを一括して見積合せを実施し、購入すべきところ、レーザー距離計（予定価格49,216円）とアルミ製標尺等（予定価格43,308円）に分割し、それぞれ1者からのみ見積書を徴して随意契約を締結し、購入していた。</p>
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成30年4月23日及び同年8月21日（平成30年3月1日、同月2日、同月5日及び同月6日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可（2台、2.84㎡）に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>
神奈川県県西地域県政総合センター	平成30年4月24日（平成30年3月6日から同月9日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 土地改良財産使用料の収入未済11件、51,320円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p>

		<p>2 中高齢ホームファーマー研修受講料の収入未済1件、30,000円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。</p> <p>3 行政資料の複写代等として領収した現金1件、50円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。</p>
--	--	---

イ 総務局（4箇所、7件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月30日（平成30年7月17日職員調査）	<p>(要改善事項)</p> <p>「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」</p> <p>(前記3(2)①参照)</p>
組織人材部人事課	平成30年8月30日（平成30年7月18日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 本県から他の地方公共団体に派遣している職員の一時帰庁（平成28年12月）に係る旅費1件、28,100円について、旅費担当者が代行入力を失念したため、旅行日から著しく遅延した平成29年7月に支給していた。</p> <p>2 職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成29年1月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが189事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給（約29,000千円）及び支給不足（約548,000千円）が発生していた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
財政部税務指導課	平成30年8月30日（平成30年7月26日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、廃油収集運搬及び処分業務委託契約（単価契約、支出額153,575円）に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。</p>

		2 契約事務において、平成 29 年度たばこ流通情報管理システム運用業務委託契約（契約額 6,306,768 円）及び平成 29 年度軽油流通情報管理システムに係るデータエントリ業務委託契約ほか 1 件（単価契約、支出額計 1,438,350 円）について、契約書に定められている業務処理責任者等に係る通知等を提出させていなかった。
--	--	--

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県相模原県税事務所 [既報告]	平成 30 年 3 月 9 日（平成 30 年 2 月 2 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 税務事務において、国外に住所等を有する者が取得した土地及び家屋に係る不動産取得税 6 件、153,100 円の課税に当たり、納税管理人を定める旨の納税義務者からの申請を承認していたものの、神奈川県県税取扱要領の規定に反し、承認した旨を納税義務者に通知していなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、保守用工具 1 点（帳簿価額 123,600 円）の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、総務局総務室長の承認を受けていなかった。</p>

ウ 国際文化観光局（4 箇所、4 件）

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
国際課	平成 30 年 8 月 24 日（平成 30 年 7 月 2 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。</p> <p>[特記前出]</p>
文化課	平成 30 年 8 月 24 日（平成 30 年 7 月 3 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、県民ホール本館舞台設備改修工事ほか 1 件（契約額計 1,105,176,768 円）の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をし</p>

		ていなかった。
観光部観光企画課	平成30年8月24日（平成30年7月4日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、職員緊急参集訓練に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費1件、336円を支給していなかった。
観光部国際観光課	平成30年8月24日（平成30年7月4日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。  [特記前出]

## エ スポーツ局（1箇所、1件）

### 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
スポーツ課	平成30年7月20日（平成30年6月13日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、公益財団法人神奈川県体育協会に貸し付けていたステレオミキサー1点、154,980円の処分に当たり、同協会が事前に神奈川県知事の承認を得ることなく、当該物品を処分していたことを把握していたにもかかわらず、速やかに必要な手続を行わせなかったため、処分手続が著しく遅延していた。

## オ 環境農政局（10箇所、14件）

### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月22日（平成30年6月28日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、平成29年9月分の電気料金（20施設分14,597,315円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息854円を支払っていた。  [特記前出] 2 契約事務において、野生傷病鳥獣救護業務委託契約（契約額1,600,000円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月8日に締結していた。 （要改善事項） 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」

		(前記3(2)①参照)
環境部資源循環推進課	平成30年8月22日(平成30年7月6日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、不法投棄監視カメラのリース契約に当たり、カメラの撤去に係る記載が仕様書に十分になされていなかったため、リース期間が満了したカメラの撤去に係る工事費の負担について受注者から疑義が示され協議となり、結果として当初の設計でリース料に含むこととしていた工事費204,120円を県費で負担していた。
農政部畜産課	平成30年8月22日(平成30年6月28日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、元大野山乳牛育成牧場における牧場道路の地籍測量及び表示登記業務委託契約(契約額12,398,400円)について、契約額には影響は及ぼさなかったものの、現場精査に伴う実績数量を反映した契約変更を行っていない。 (要改善事項) 「一般社団法人神奈川県畜産会が管理している積立準備金に関する件」 (前記3(1)①参照)

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター	平成30年3月16日(平成30年3月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,134,053円について、調定が三月を超えて遅れていた。 [特記前出]
神奈川県水産技術センター [既報告]	平成30年2月1日(平成29年12月12日職員調査)	(要改善事項) 「A重油の調達に関する件」 (前記3(1)②参照)
神奈川県水産技術センター内水面試験場 [既報告]	平成30年2月1日(平成29年12月13日職員調査)	(要改善事項) 「船舶等の有効活用に関する件」 (前記3(1)③参照)
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	平成30年2月27日(平成30年2月23日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る行政財産使用料3件、181,674円について、調定が三月を超えて遅れていた。
神奈川県農業技術センター三浦半島地区	平成30年2月27日(平成30年	(不適切事項) 財産管理事務において、写真機1台(帳簿価額

事務所	2月21日職員調査)	86,100円)が所在不明であった。
神奈川県立かながわ農業アカデミー	平成30年5月11日(平成30年5月10日及び同月11日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、生産物である野菜等の販売業務委託に係る契約について、生産物の売払収入を歳入、販売手数料を歳出としてそれぞれ執行すべきところ、売払収入から販売手数料を控除した額を歳入として執行していた。 2 契約事務において、生産物である野菜等の販売業務委託に係る契約について、予定価格を定めていなかった。
神奈川県畜産技術センター [既報告]	平成30年3月23日(平成30年1月29日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、肉用鶏売払い収入の収入未済1件、5,400円及びかながわ酪農活性化対策事業利用者負担収入の収入未済1件、6,102円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。

カ 福祉子どもみらい局 (10箇所、19件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月23日(平成30年6月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。 2 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。 3 契約事務において、介護支援専門員証交付業務委託ほか5件(契約額計57,363,347円)について、契約期間の開始日が平成29年4月1日又は同月3日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。 [特記前出]

		(要改善事項) 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」 (前記3(2)①参照)
人権男女共同参画課	平成30年8月23日(平成30年6月25日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、ポータブルDVDドライブの購入代1件、104,760円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。
福祉部地域福祉課	平成30年8月23日(平成30年7月2日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。
福祉部障害福祉課	平成30年8月23日(平成30年7月6日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。 2 支出事務において、平成29年9月請求分のインターネット回線使用料6,804円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息54円を支払っていた。 3 指定管理者事務において、津久井やまゆり園ほか2施設に係る指定管理業務について、指定管理者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、各施設の管理に関する基本協定書の個人情報保護に関する別記事項で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。
福祉部生活援護課	平成30年8月23日(平成30年7月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、戦没者慰霊堂附属会館空調コントロールボックス及びファンコイルスイッチ交換工事契約(契約額1,553,040円)について、契約で定められた工事に係る工程表等を提出させていなかった。

## (イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県中央児童相談所 [既報告]	平成30年1月31日 (平成29年12月20日から同月22日まで職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 [特記前出] 2 前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、1円について、神奈川県財務規則運用通知に定める必要書類を指定金融機関に提出していなかった。
神奈川県立子ども自立生活支援センター	平成30年3月2日 (平成30年3月1日及び同月2日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、児童福祉施設等職員賄料の収入未済11件、32,370円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、3件、9,213円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 [特記前出]
神奈川県立青少年センター	平成30年8月23日 (平成30年5月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、平成30年度の事業執行に伴い使用する郵便切手について、総務局長通知に反し、平成29年度末に執行残金により1,010,800円分を購入していた。 2 支出事務において、ひきこもり相談補助員への謝礼金(2名分9,340円)の支払が履行確認後三月を超えて遅れていた。 3 契約事務において、「青少年のためのロボフェスタ2017」のチラシ及びポスター印刷契約(契約額409,320円)の履行確認に当たり、市町教育委員会(12箇所)への納品分について、納品の事実を確認しないまま、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。
神奈川県立総合療育相談センター [既報告]	平成30年1月31日 (平成29年12月20日から同月22日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、短期入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同



		<p>規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>2 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、被保険者負担分である歳計外現金の払出が遅延したことなどにより前渡金受領職員口座が残高不足になったため、結果として、平成29年4月分のガス料金(547,692円)の口座振替が行われず、期限後に支払っているものがあつた。</p>
神奈川県立中井やまゆり園 [既報告]	平成30年2月15日(平成30年2月14日及び同月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、医科用レセプト(診療報酬明細書)作成システム保守点検委託契約(契約額194,400円)の締結に当たり、保守点検を行う際に受託者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、神奈川県個人情報保護条例の規定に反し、個人情報の取扱いに係る事項について約定していないなど、契約内容として必要な事項が記載されていなかった。</p>

キ 健康医療局 (10 箇所、18 件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月24日(平成30年7月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>(1) 実習指導者育成事業委託契約ほか5件(契約額計10,855,304円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>(2) 新人看護職員研修体制整備事業委託契約ほか1件(契約額計6,476,304円)について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成28年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の額の確定に伴う返還金172,000円に係る補助事業者に</p>

		<p>対する納付書を国庫補助金返還の履行期限の経過後に発行していた。その結果、補助事業者が支払うこととなった延滞金1,238円について、補助事業者からの請求に基づき全額を県費で負担していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」</p> <p>(前記3(2)①参照)</p>
保健医療部健康危機管理課	平成30年8月24日(平成30年7月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、エイズ抗体検査検体収集及び感染症発生動向調査検体収集事業委託契約に係る平成29年11月分の支払額219,240円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所 [既報告]	平成30年4月10日(平成30年2月6日及び同月7日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、衛生研究所試験検査手数料に係る収入未済1件、144,480円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p> <p>2 支出事務において、平成29年4月分のガス料金(1,562,361円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2,774円を支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成30年3月7日(平成30年3月6日及び同月7日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 平成28年度に実施された生活保護法の適正な施行に係る法律相談の謝礼1件、25,000円について、経理担当職員の支払事務の失念等により履行後三月を超えて支払っていた。</p> <p>2 結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成30年6月1日(平成30年2月)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、平成29年12月12日に領収し</p>

	月21日及び同月22日職員調査)	た現金1件、10円について、指定金融機関に納付せず、手元に保管していた。
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	平成30年3月8日(平成30年1月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、自治会費1件、2,400円の支払に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 2 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約(単価契約、予定発注枚数1,443,600枚、契約期間:平成29年4月1日から平成32年3月31日まで)の締結に当たり、契約締結日が平成29年4月5日であるにもかかわらず、契約の効力の遡及条項を設けることなく契約の効力を遡及させていた。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成30年3月20日(平成30年3月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、授業料の収入未済4件、199,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 2 支出事務において、皆勤賞表彰状の印刷に当たり、対象となる生徒のうち1名の氏名を誤って発注したため、再印刷経費1,620円を支払っていた。
神奈川県精神保健福祉センター [既報告]	平成30年2月7日(平成29年12月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、精神障害者措置入院医療費負担金について、徴収額(2件、20,644円)の決定が、必要書類が整った日から三月を超えて遅れていた。
神奈川県動物保護センター [既報告]	平成30年4月20日(平成30年1月29日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円過大に記載していた。 [特記前出] 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約(契約額100,980円)の締

		結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。
神奈川県立保健福祉大学（平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）〔既報告〕	平成30年3月28日（平成29年12月7日及び同月8日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、単価契約によるクリーニング代の支払に当たり、請求額の内容確認が不十分であったため、誤った請求金額に基づき支払っており、1件、3,129円が支払不足であった。

## ク 産業労働局（2箇所、3件）

### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
中小企業部 中小企業支援課	平成30年8月6日（平成30年6月21日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、県と公益財団法人神奈川県産業振興センターが共有する建物及び同センターが単独所有する立体駐車場の存する土地（面積1,174.91㎡）に係る賃貸借契約（貸付面積890.46㎡、契約額9,018,990円）の締結に当たり、共有である建物の敷地分は建物の区分所有割合により按分した面積を、単独所有である立体駐車場の敷地分は全面積を貸付面積とすべきところ、立体駐車場の敷地分についても区分所有割合により按分した面積としていたため、貸付面積が34.114㎡過少となり、平成29年度において、貸付料が339,795円不足していた。  [特記前出]  （要改善事項） 「神奈川県中小企業団体中央会における補助対象経費の算定に関する件」 （前記3(2)②参照）

### (イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立西部総合職業技術校	平成30年5月16日（平成30年5月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱及び電話柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料1件、14,336円が徴収不足であつた。

ケ 県土整備局 (13 箇所、20 件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部用地課	平成30年8月8日(平成30年6月22日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、講習の申込に必要な切手代62円及び納付書の郵送に必要な切手代82円に見合う切手を保有していなかったことから、それぞれ100円切手を払い出して使用していた。その結果、郵便代を計56円過大に支払っていた。
建築住宅部住宅計画課	平成30年8月9日(平成30年6月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度多世代居住のまちづくり推進事業業務委託契約(契約額4,644,000円)の履行確認に当たり、同契約において実施することとされているコーディネーター派遣に係る広報チラシの作成及び配架・送付が行われていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所〔既報告〕	平成30年1月23日(平成29年12月4日から同月6日まで職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、普通財産の貸付けに係る賃貸料の収入未済1件、2,880円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。
神奈川県平塚土木事務所〔既報告〕	平成30年2月26日(平成29年12月25日から同月27日まで職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、歩道整備工事の変更設計額の積算に当たり、変更後の設計額の総額(61,030,800円)には影響を及ぼさなかったものの、道路に設置する区画線工については、誤った単価加算率を適用したため、設計額が226,800円過大であり、また、共通仮設費については、土砂仮置場の借地料を計上しなかったため、設計額が226,800円過少であった。 2 指定管理者事務において、県立秦野戸川公園の少年野球場及び多目的グラウンドに係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。
神奈川県藤沢土木事務所	平成30年2月20日	(不適切事項)

木事務所 [既報告]	日 (平成30年1月10日から同月12日まで職員調査)	<p>1 工事事務において、平成28年度街路整備工事公共 (その1) 県単 (その5) の変更設計額の積算に当たり、擁壁のコンクリート工について、水セメント比の指定ありの生コンクリートとすべきところ、指定なしのものとしたため、変更後の設計額 (140,313,600円) が86,400円過少であった。その結果、変更後の契約額 (133,181,280円) が82,080円過少であった。</p> <p>2 財産管理事務において、藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていないかった。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>3 指定管理者事務において、県立辻堂海浜公園及び県立湘南汐見台公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間 (平成27年4月1日から平成32年3月31日まで) の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。</p>
神奈川県厚木土木事務所	平成30年3月19日 (平成30年1月31日から同年2月2日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、厚木土木事務所庁舎敷地の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則等の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、4,431円が徴収不足であつた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「入札参加資格に係る地域要件に関する件」 (前記3 (2)③参照)</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成30年3月19日 (平成30年2月6日から同月8日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>指定管理者事務において、県立相模三川公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間 (平成27年4月1日から平成32年3月31日まで) の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井	平成30年3月19日 (平成30年2	<p>(不適切事項)</p> <p>1 財産管理事務において、本柱共架1本及び支</p>

治水センター	月13日及び同月14日職員調査)	<p>線1本に係る行政財産の使用許可(許可期間:平成29年8月1日から平成34年3月31日まで)に当たり、行政財産の使用許可に係る使用料計算要領の規定に反した方法により月割り計算を行ったため、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、1円が徴収不足であった。</p> <p>2 指定管理者事務において、県立相模原公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため、平成30年1月9日付けの指定管理者の申請に基づき同月23日に承認するまでの間、承認していなかった。</p>
神奈川県県西土木事務所	平成30年1月30日(平成29年12月7日、同月8日及び同月11日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、平成29年度足柄上合同庁舎施設管理・冷暖房機運転業務委託契約(契約金額6,443,280円)の締結に当たり、当初の入札が不調となった後に再度入札を実施せず、一者随意契約により受託者を決定していた。</p>
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	平成30年1月30日(平成29年12月12日から同月14日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、神奈川県流水占用料等徴収条例に基づく流水占用料1件、10,540円及び土地占用料1件、11,750円について、平成29年6月に調定を行った後、納入通知書の作成を失念し、再度調定を行った結果、調定が三月を超えて遅れていた。</p>
神奈川県横浜川崎治水事務所	平成30年4月25日(平成30年4月19日及び同月20日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>指定管理者事務において、県立保土ヶ谷公園及び県立三ツ池公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに両指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については、期間開始時に申請がなかったため、県立保土ヶ谷公園については平成30年1月9日付け、県立三ツ池公園については同年2月23日付けの両指定管理者からの申請に基づき、同年3月2日に承認するまでの間、承認していなかった。</p>
神奈川県横浜川崎治水事務所川	平成30年4月25日(平成30年4	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、現金領収した公文書複</p>

崎治水センター	月24日及び同月25日職員調査)	<p>写代1件、120円について、指定金融機関へ納付する際に、雑入として収入処理すべきところ、誤って立替収入として収入処理していた。</p> <p>2 工事事務において、平成28年度河川改修工事(県単)その15の変更設計額の積算に当たり、仮設工の法面工の植生基材吹付工及びラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(49,453,200円)が702,000円過少であった。その結果、変更後の契約額(44,013,240円)が624,240円過少であった。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県住宅営繕事務所	平成30年8月9日(平成30年5月29日から同月31日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 県営住宅の一部住戸(32戸)について、昭和60年度以降、誤った住戸面積に基づき家賃を算定していた。その結果、過大徴収分1,584件、5,147,016円の還付に当たり、還付加算金が68,500円発生していた。また、過少徴収分1,732件、4,874,860円のうち903件、2,605,660円については、家賃の徴収誤りを把握した時点で既に消滅時効が完成していたため徴収できなかった。</p> <p>[特記前出]</p> <p>2 県営住宅の家賃を過少に徴収していた者から家賃の差額分829件、2,269,200円を徴収するに当たり、債権個別システムである県営住宅管理システムにより個々の家賃の調定をした後、神奈川県財務規則に基づき、会計管理システムを用いた調定伺票(一括)により収入調定すべきところ、同システムによる調定を失念したため、県の会計上、収入調定がなされていなかった。</p> <p>[特記前出]</p>

コ 企業庁(14箇所、18件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部会計課	平成30年7月20日(平成30年5月24日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、上下水道料金の過誤納の還付等の支払に当たり、神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行に対して2回にわたり集中払データの内容を誤って通知し、機械処</p>



		<p>理では期日までに支払うことができなくなった408件、支払金額199,271,484円について、同行に手作業での支払を依頼し、通常業務を著しく超える作業を行わせることとなったことから、この作業に対する事務手数料1件、88,128円を支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>2 契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約（単価契約、支払額2,205,394円）の締結に当たり、契約単価の決定について、入札内訳書の内容の確認が不十分であったことから、入札内訳書の単価に予定数量を乗じた額（税込2,645,622円）が、概算総価による落札額（税込2,629,260円）より16,362円過大であったにもかかわらず、入札内訳書の単価をそのまま契約単価としていた。</p>
財務部情報管理課	平成30年7月20日（平成30年5月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約（単価契約、支払額2,205,394円）の締結に当たり、設計額の積算について、仕様書で定める予定数量と異なる数量に基づき積算したため、設計額が44,930円過大であった。</p>
水道部経営課	平成30年7月20日（平成30年5月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、ペットボトル水販売代金の収入未済1件、2,160円について、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p>
利水電気部発電課	平成30年7月20日（平成30年5月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>補助金交付事務において、神奈川県企業庁ダム・発電所地域振興事業補助金の交付（7件、交付決定額計17,033,000円）に当たり、支出負担行為の決裁を得ることなく交付決定していた。</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所〔既報告〕	平成30年2月6日（平成29年12月20日及び同月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、検満量水器取替等業務委託契約（12件、単価契約）の締結に当たり、企業局総務部長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。</p>

<p>神奈川県企業庁 相模原南水道営業所 [既報告]</p>	<p>平成30年2月21日（平成30年2月20日及び同月21日職員調査）</p>	<p>(不適切事項) 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模原市南区相武台2丁目20番付近配水管改良工事（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額（57,402,000円）が108,000円過大であった。また、同工事の施工に当たり、給水管付替工の道路の掘削について、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、道路管理者が定める道路占有掘削許可条件では認められていない、えぐり掘により施工されていた箇所が4箇所あった。</li> <li>2 相模原市南区古淵4丁目4番付近配水管改良工事（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額（29,235,600円）が64,800円過大であった。</li> </ol>
<p>神奈川県企業庁 藤沢水道営業所 [既報告]</p>	<p>平成30年3月19日（平成30年1月23日及び同月24日職員調査）</p>	<p>(不適切事項) 工事事務において、藤沢市片瀬山5丁目24番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（38,998,800円）が32,400円過少であった。その結果、変更後の契約額（37,928,520円）が31,320円過少であった。</p>
<p>神奈川県企業庁平塚水道営業所</p>	<p>平成30年7月3日（平成30年3月19日及び同月20日職員調査）</p>	<p>(不適切事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、配水管き損賠償金の収入未済1件、1,471,765円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日となった結果、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、13日を経過した日を督促状の指定期限としていた。</li> </ol> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 工事事務において、二宮町川匂206番地付近配水管改良工事（ゼロ県債）の変更設計額の積算に当たり、路面復旧工について、厚さ27cmの上層路盤工を適用し2層分の施工手間を計上すべきところ、誤って厚さ25cmと厚さ2cmの上層路盤工を適用し、3層分の施工手間を計上したため、変更後の設計額（18,046,800円）が</li> </ol>

		75,600円過大であった。その結果、変更後の契約額(17,959,320円)が75,600円過大であった。 [特記前出]
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成30年7月19日(平成30年3月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度下期H地区に係る検満量水器取替等業務委託契約(単価契約、概算総価額3,904,200円)の入札執行に当たり、実施計画書に記載された予定数量が実施設計書に記載された適正な予定数量と大きく異なっていたため、実施計画書に記載された予定数量に基づき入札金額を算出した業者が、入札参加者の中で最低の金額となり落札業者となったところ、落札決定後に当該業者から提出された単価は、これに適正な予定数量を乗ずるなどすれば設計金額を上回ることから、本来、当該業者と契約を締結すべきではなかったのに、これを看過して契約を締結していた。その結果、平成29年10月分から平成30年1月分までの支払額(税込5,007,312円)は、設計金額算定の基礎となる単価に基づくなどして算出した額より1,526,506円過大となっていた。
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成30年6月13日(平成30年4月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年6月分のガス料金2,685円について、口座振替指定日までの支出手続を失念したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、口座振替割引取消額54円を支払っていた。
神奈川県企業庁寒川浄水場	平成30年4月18日(平成30年4月17日及び同月18日職員調査)	(要改善事項) 「寒川浄水場等に係る五つの維持管理業務に係る発注に関する件」 (前記3(1)④参照)
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所〔既報告〕	平成30年3月9日(平成30年1月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 城山ダム展望台の簡易トイレの借上に係る賃貸借契約(契約額228,744円)の第1四半期分57,186円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。 2 相模貯水池堆積土砂しゅんせつ工事に伴い生じる漁業上の損失に係る協定書に基づく補償金額について、物価変動を考慮するに当たり、総務省統計局が公表する相模原市の消費者物価指数の1年間の変動率を合理的な理由がないまま3で除しており、補償金額の算定が適正を欠い

		ていた。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成30年5月10日（平成30年5月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、玄倉1（発）水圧鉄管路更新工事の変更設計額の積算に当たり、直接工事費1（水圧鉄管路）の塗装費1（水圧鉄管路）の塗替塗装について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（313,081,200円）が496,800円過大であった。その結果、変更後の契約額（272,217,240円）が432,000円過大であった。  [特記前出]
神奈川県企業庁相模川発電管理事務所	平成30年4月11日（平成30年4月10日及び同月11日職員調査）	（要改善事項） 「公募の参加資格である業務実施要件に関する件」 （前記3(2)④参照）

## サ 教育委員会（49箇所、63件）

### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部財務課	平成30年7月31日（平成30年6月7日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、県立学校施設開放事業に従事する施設管理員の保険加入費（19名分35,120円）について、当該保険の契約を平成28年度中に締結していたため、平成28年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成29年度予算により支出していた。 2 支出事務において、茅ヶ崎北陵高校仮設校舎借上契約に係る平成29年度7月分リース料5,208,840円について、支払期限までに支払っていなかった。その結果、遅延利息6,300円を支払っていた。  [特記前出] 3 契約事務において、川和高校仮設校舎新築工事監理業務委託契約（契約額1,566,000円）の解除に当たり、契約解除届が平成29年5月17日に提出されたにもかかわらず、契約解除を同届の提出後9か月以上が経過した平成30年3月7日に行っていた。その結果、違約金1件、156,600円の収入調定についても、契約解除後に行う必要があったため、遅れることとなった。

<p>行政部教育施設課</p>	<p>平成30年7月31日（平成30年6月6日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約事務において、川和高校仮設校舎新築工事監理業務委託契約（契約額1,566,000円）の解除に当たり、契約解除届が平成29年5月17日に提出されたにもかかわらず、契約解除を同届の提出後9か月以上が経過した平成30年3月7日に行っていた。その結果、違約金1件、156,600円の収入調定についても、契約解除後に行う必要があったため、遅れることとなった。</li> <li>2 工事事務において、平成28年度相原高校造成工事の変更設計額の積算に当たり、構造物撤去工の構造物取壊しについて、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（310,910,400円）が21,600円過大であった。その結果、変更後の契約額（273,381,480円）が19,440円過大であった。</li> </ol>
<p>指導部高校教育課</p>	<p>平成30年7月31日（平成30年6月8日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務において、神奈川県立高等学校等平成30年度使用教科書調査委員会委員謝金3件、24,000円について、支払が三月を超えて遅れていた。</li> <li>2 財産管理事務において、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会からの「輝けきみの明日一行きたい・知りたい公立高校ー平成30年度入学生に向けて」の著作権等利用許諾申請について、神奈川県県有財産規則に反し、法人の登記事項証明書を添付させないまま承認していた。</li> </ol>
<p>支援部子ども教育支援課</p>	<p>平成30年7月31日（平成30年6月13日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、県立三浦ふれあいの村の施設命名権収入1件、524,572円並びに県立ふれあいの村3施設の自動販売機設置に係る財産貸付収入3件、3,024,319円及び教育財産の目的外使用許可に係る使用料10件、2,621,510円について、調定が三月を超えて遅れていた。 [特記前出]</li> <li>2 支出事務において、県立三浦ふれあいの村やまびこ棟改修工事実施に当たり、備品等を保管するドライコンテナ賃貸借契約（契約総額1,788,480円）に係る平成29年2月分賃借料505,440円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息計400円を支払っていた。</li> </ol>

支援部特別支援教育課	平成30年7月31日（平成30年6月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額69,356,250円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。</p> <p>[特記前出]</p> <p>2 工事事務において、平成29年度元中里学園除却工事（契約額167,329,800円）の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲が明示されておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知が行われていなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「スクールバス運行業務委託契約における事務の執行に関する件」</p> <p>(前記3(2)⑤参照)</p>
生涯学習部生涯学習課	平成30年7月31日（平成30年6月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、県立学校施設開放事業に従事する施設管理員の保険加入費（19名分35,120円）について、当該保険の契約を平成28年度中に締結していたため、平成28年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成29年度予算により支出していた。</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立川崎図書館	平成30年6月20日（平成29年12月22日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託料（単価契約、30.24円/kg）の支払に当たり、平成29年4月分について、排出量の検量を行っていなかったため、実際の排出量ではなく、前年度同月の排出量による請求額に基づき、1件、1,542円を支払っていた。</p>

		2 庶務事務において、平成28年度に雇用期間の途中で退職した非常勤職員に係る退職日の翌日以後の期間に対応する通勤手当相当額37,170円について、退職日の属する月に係る報酬支給額から減額して精算せずに、戻入により処理することとしたものの、事務の遅延により同年度内の戻入処理が間に合わず、平成29年度の歳入として改めて調定を行っており、返納させるための事務処理が三月を超えて遅れていた。
神奈川県立金沢文庫	平成30年4月19日（平成30年4月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、デジタル印刷機の賃貸借契約（契約額797,040円）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。
神奈川県立近代美術館	平成30年2月8日及び同年5月9日（平成29年12月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、「マックス・クリンガー版画展」「1937-モダニズムの分岐点」展作品集荷・陳列・撤去業務委託契約（契約額2,481,365円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、指名業者を替えずに再度の入札を行い、これにより神奈川県財務規則に定める随意契約の要件を満たしたものと誤認し、随意契約を締結していた。
神奈川県立体育センター〔既報告〕	平成30年4月3日（平成30年2月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、特定建築物環境衛生管理業務委託契約（契約額144,720円）による水質検査業務について、受託者からではなく、受託者が再委託した者からの検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立鶴見高等学校	平成30年6月5日（平成30年1月26日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件（契約額計9,527,883円）について、契約期間の途中で校舎耐震補強工事に伴い一部の自動販売機を移設していたにもかかわらず、当初の契約書を変更しないまま賃貸を行っていた。
神奈川県立鶴見総合高等学校〔既報告〕	平成30年1月19日（平成29年12月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、トイレ改修工事請負契約（契約額2,160,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、検査

		調書の作成を省略していた。
神奈川県立横浜平沼高等学校 [既報告]	平成30年1月29日（平成29年12月15日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、平成29年6月分の電気料金（822,614円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息50円を支払っていた。
神奈川県立横浜南陵高等学校	平成30年7月30日（平成30年4月20日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、機密文書の裁断処分委託料1件、38,880円について、振込不能となった後の処理が遅れたため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。
神奈川県立横浜明朋高等学校	平成30年1月16日（平成29年12月4日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、平成29年4月から同年11月までの諸証明書交付手数料11件、9,700円について、神奈川県財務規則の規定に反し、収入に係る事後調定を行っていなかった。  [特記前出]
神奈川県立商工高等学校	平成30年9月4日（平成30年5月17日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、中高生の科学研究実践活動推進プログラムの研究指導者に対する謝礼1件、40,000円の支払に当たり、執行伺票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 2 契約事務において、平成29年度予算で執行する学校環境整備業務委託契約（契約額7,678,800円）について、執行伺票により決裁を得る前に契約を締結していた。また、当該契約については、会計局長通知に反し、平成28年度（平成29年3月15日）に契約を締結していた。
神奈川県立希望ヶ丘高等学校	平成30年4月11日（平成30年3月9日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、私費（29名分754,000円）を誤って二重に徴収したため、その返還に当たり、本来支払う必要のない口座振込手数料等29件、13,510円を県費により支払っていた。
神奈川県立磯子工業高等学校	平成30年6月15日（平成30年3月15日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、2件、32,000円を支給していなかった。



神奈川県立荏田高等学校	平成30年8月22日（平成30年5月22日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、平成28年度の授業料に充当すべき就学支援金1件、9,900円について、平成29年度においても充当処理を行っておらず、収入未済となっていた。また、当該収入未済に係る平成28年度から平成29年度への調定繰越が、平成28年度の出納閉鎖後三月を超えて遅れていた。
神奈川県立新栄高等学校〔既報告〕	平成30年4月20日（平成30年3月8日職員調査）	（不適切事項） 1 物品管理事務において、購入により取得したノート型パーソナルコンピュータ3点（税込単価50,652円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。 2 庶務事務において、遠足生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿への記載を行わなかったため、2件、2,200円を支給していなかった。
神奈川県立松陽高等学校	平成30年8月6日（平成30年4月19日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、2,800円を支給していなかった。
神奈川県立川崎高等学校	平成30年6月7日（平成30年4月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物収集運搬委託契約（単価契約、支出額48,600円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、いずれも政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.9%と記載していた。
神奈川県立生田高等学校	平成30年9月5日（平成30年5月10日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る土地使用料1件、2,325円について、調定を行っていなかった。
神奈川県立橋本高等学校	平成30年4月12日（平成30年3月12日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、旅行代行業者に手配を委託した社会見学に係る引率教員の施設入場料（10名分2,900円）について、支出負担行為の伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、職員が立て替えて旅行代行業者に支払っていた。
神奈川県立津久井高等学校	平成30年8月27日（平成30年1月25日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、TOEIC公開テストの受験料（1件、2,000円）について、予期できた経

	査)	費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
神奈川県立横須賀工業高等学校 [既報告]	平成30年1月19日（平成29年12月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額1,697,760円）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年7月14日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。
神奈川県立小田原東高等学校	平成30年6月26日（平成30年5月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、体育館棟第2体育室屋根防水改修工事請負契約ほか1件（契約額計4,503,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立大和東高等学校	平成30年7月19日（平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年度問題行動等未然防止推進事業に係る講演会等で講演を行った者に対する講師謝金について、支出手続を失念したため、3名分75,000円を支払っていなかった。
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成30年8月27日（平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料5件、138,264円について、神奈川県財務規則の規定に反し、調定の日から20日以内に納付期限を設定していなかった。 2 支出事務において、スクールカウンセラーへの旅費1件、552円の支給に当たり、所属担当者による代行入力が遅れたため、出張の日から著しく遅延した平成30年4月に支給していた。 [特記前出]
神奈川県立綾瀬高等学校	平成30年7月9日（平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件（契約額計11,661,552円）の締結に当たり、教育施設課で実施した入札の結果に基づき契約期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って平成31年3月31日と記載していた。 [特記前出]
神奈川県立横浜南養護学校	平成30年9月5日（平成30年4月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、指導用美術科教材1件、72,273円（税込）の購入に係る見積合せについて、本来、最低の見積額を提示した業者と契約す

		べきところ、見積書の確認が不十分であったため、当該業者より見積額の高い業者と契約していた。
神奈川県立金沢養護学校	平成30年9月11日（平成30年4月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額1件、660円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p> <p>2 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額97,941,685円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に245,160円の増額改定を、平成28年度当初に178,200円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立瀬谷養護学校	平成30年8月15日（平成30年5月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分（契約期間：平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,894,160円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,486,770円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立三ツ境養護学校	平成30年8月10日（平成30年5月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 ガスヒートポンプメンテナンス業務委託契約（契約額1,274,400円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則</p>

		<p>により必要とされる執行伺票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p> <p>2 スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額91,497,231円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,073,600円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、438,480円を過大に支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
神奈川県立高津養護学校	平成30年8月8日（平成30年4月23日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約（契約金額112,968円）の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。</p> <p>2 スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分（契約期間：平成26年9月3日から平成34年12月31日まで、契約総額95,999,904円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの可否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの可否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,999,988円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
神奈川県立麻生養護学校	平成30年9月11日（平成30年5月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分（契約期間：平成24年8月1日から平成32年8月31日ま</p>

		<p>で、契約総額91,579,092円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に181,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立相模原養護学校	平成30年8月29日(平成30年2月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額56,981,411円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に452,520円の増額改定を、平成28年度当初に333,720円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、4,320円を過少に支払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額95,904,000円) について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,987,998円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立岩戸養護学校	平成30年9月11日(平成30年5月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年11月6日から平成30年3月31日まで、契約総額98,998,197円) について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成25年度当初に346,500円の増額改定を、平成29年度当初に89,640円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、18,360円を過大に支</p>

		<p>払っていた。また、平成24年度契約分（契約期間：平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額92,337,070円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施すべきところ、改定金額を誤って算定したため、契約総額は3,657円過大となっており、平成29年度において、11件、1,088円を過大に支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立武山養護学校	平成30年8月3日（平成30年5月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分（契約期間：平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額85,311,384円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立平塚養護学校	平成30年9月11日（平成30年5月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分（契約期間：平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額74,396,283円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,182,300円の減額改定を、平成24年度当初に557,550円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に43,200円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は6,637円過大となっており、平成29年度において、4件、39,768円を過大に支払っていた。また、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月26日から平成31年8月31日まで、契約総額112,919,247円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に503,280円の増額改定を、平成28年度当初に370,440円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、5,400円の支払が不足していた。</p> <p>[特記前出]</p>

神奈川県立湘南養護学校	平成30年4月13日（平成30年2月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87,178,899円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立鎌倉養護学校	平成30年7月30日（平成30年4月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分（契約期間：平成24年6月6日から平成32年8月31日まで、契約総額92,659,226円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立藤沢養護学校	平成30年8月22日（平成30年4月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分（契約期間：平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,049,600円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,381,192円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立小田原養護学校	平成30年4月13日及び同年7月26日（平成30	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分2件（契</p>

	年3月15日職員調査)	約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額99,140,419円及び契約期間：平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額105,739,731円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に計4,862,160円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、契約額見直しの必要性についての検討に誤りがあったため、これを行っておらず、平成29年度において、22件、1,062,720円を過大に支払っていた。  [特記前出]
神奈川県立茅ヶ崎養護学校	平成30年7月19日(平成30年4月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間：平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額141,412,438円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,290,450円の減額改定を、平成24年度当初に607,950円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に46,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は12,118円過大となっており、平成29年度において、4件、43,198円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間：平成25年1月21日から平成33年3月10日まで、契約総額132,245,466円)について、契約当事者間で締結した協定書に基づき、平成29年度当初に293,760円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、74,520円を過大に支払っていた。  [特記前出]
神奈川県立秦野養護学校	平成30年7月3日(平成30年5月18日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱8本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置時から10年以上経過した平成29年11月に発見したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当額341,451円のうち198,577円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立伊勢原養護学校	平成30年9月11日(平成30年	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託



	5月15日職員調査)	<p>契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87,157,364円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。また、平成26年度契約分（契約期間：平成26年6月24日から平成34年8月31日まで、契約総額89,424,000円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,177,991円を支払っていた。なお、締結すべき協定に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
神奈川県立座間養護学校	平成30年8月6日（平成30年4月27日職員調査)	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額88,621,875円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円を過少に支払っていた。また、平成24年度契約分（契約期間：平成24年7月22日から平成32年8月31日まで、契約総額87,274,050円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に184,680円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>

神奈川県立相模原中央支援学校	平成30年8月28日（平成30年1月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成22年度契約分（契約期間：平成22年11月14日から平成31年3月31日まで、契約総額277,615,800円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成26年度当初に739,800円の増額改定を、平成29年度当初に434,160円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、69,120円を過大に支払っていた。また、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額90,435,445円）について、平成29年度当初に1,384,560円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、317,520円を過大に支払っていた。さらに、平成27年度契約分（契約期間：平成27年7月16日から平成35年8月31日まで、契約総額92,620,800円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,577,599円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
----------------	----------------------------	--

シ 収用委員会事務局（1箇所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は注意事項
収用委員会事務局	平成30年9月11日（平成30年8月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、ファクシミリ保守及び消耗品等の供給契約（単価契約、支出額1,335円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。</p>

ス 公安委員会（2箇所、2件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
警務部警務課	平成30年8月7日（平成30年6月27日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、月の途中で無給休職から復職した職員に対する通勤手当日割額1件、3,200円の支給が三月を超えて遅れていた。

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県川崎臨港警察署	平成30年6月8日（平成30年4月18日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、寄附により取得した掛地図1点（価格64,800円）について、備品台帳への記録や物品管理票の作成など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (14 箇所)

(ア) 本庁機関 (10 箇所)

知事室、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、政策部総合政策課、政策部情報公開広聴課、政策部 NPO 協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、基地対策部基地対策課

(イ) 出先機関 (2 箇所)

神奈川県東京事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

[以下既報告] (2 箇所)

神奈川県統計センター、神奈川県公文書館

イ 総務局 (23 箇所)

(ア) 本庁機関 (10 箇所)

組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税制企画課、ICT 推進部情報企画課、ICT 推進部情報システム課、財産経営部財産経営課、財産経営部施設整備課、財産経営部庁舎管理課

(イ) 出先機関 (6 箇所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (7 箇所)

神奈川県緑県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

ウ 暮らし安全防災局 (10 箇所)

(ア) 本庁機関 (7 箇所)

総務室、防災部災害対策課、防災部危機管理対策課、防災部消防課、防災部工業保安課、くらし安全部くらし安全交通課、くらし安全部消費生活課

(イ) 出先機関 (1 箇所)

神奈川県温泉地学研究所

[以下既報告] (2 箇所)

神奈川県総合防災センター、神奈川県消防学校

エ 国際文化観光局 (3 箇所)

(ア) 本庁機関 (1 箇所)

総務室

(イ) 出先機関 (0 箇所)

[以下既報告] (2 箇所)

神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア

オ スポーツ局 (3 箇所)

総務室、オリンピック・パラリンピック課、セーリング課

## カ 環境農政局（19 箇所）

### (7) 本庁機関（9 箇所）

環境部環境計画課、環境部大気水質課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農政部農政課、農政部農業振興課、農政部農地課、農政部水産課

### (イ) 出先機関（4 箇所）

神奈川県環境科学センター、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県農業技術センター、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所

### [以下既報告]（6 箇所）

神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県西部漁港事務所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園（平成 30 年 4 月 1 日指定管理者制度を導入）

## キ 福祉子どもみらい局（15 箇所）

### (7) 本庁機関（7 箇所）

子どもみらい部次世代育成課、子どもみらい部子ども家庭課、子どもみらい部子ども支援課、子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部高齢福祉課、福祉部共生社会推進課、

### (イ) 出先機関（2 箇所）

神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立おおいそ学園

### [以下既報告]（6 箇所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県平塚児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立さがみ緑風園

## ク 健康医療局（19 箇所）

### (7) 本庁機関（8 箇所）

保健医療部医療課、保健医療部医療保険課、保健医療部県立病院課、保健医療部健康増進課、保健医療部がん・疾病対策課、保健医療部保健人材課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

### (イ) 出先機関（6 箇所）

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県立衛生看護専門学校

### [以下既報告]（5 箇所）

神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立平塚看護大学校、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター（平成 30 年 4 月 1 日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）

## ケ 産業労働局（18 箇所）

### (7) 本庁機関（9 箇所）

総務室、産業部産業振興課、産業部企業誘致・国際ビジネス課、産業部エネルギー課、中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、労働部労政福祉課、労働部雇用対策課、労働部産業人材課

(イ) 出先機関 (0 箇所)

[以下既報告] (9 箇所)

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

コ 県土整備局 (24 箇所)

(7) 本庁機関 (20 箇所)

総務室、事業管理部県土整備経理課、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河川課、河川下水道部砂防海岸課、河川下水道部下水道課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(イ) 出先機関 (3 箇所)

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告] (1 箇所)

神奈川県城山ダム管理事務所

サ 会計局 (3 箇所)

会計課、指導課、調達課

シ 企業庁 (14 箇所)

(7) 本庁機関 (7 箇所)

総務室、財務部財務課、財務部財産管理課、水道部計画課、水道部水道施設課、水道部浄水課、利水電気部利水課

(イ) 出先機関 (5 箇所)

神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁発電総合制御所

[以下既報告] (2 箇所)

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所

ス 議会局 (4 箇所)

総務課、経理課、議事課、政策調査課

セ 教育委員会 (151 箇所)

(7) 本庁機関 (9 箇所)

総務室、行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部保健体育課、支援部学校支援課、生涯学習部文化遺産課

(イ) 出先機関 (121 箇所)

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県教育委員会教育局県西教育

事務所、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立氷取沢高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校、神奈川県立えびな支援学校

〔以下既報告〕 (21 箇所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教

育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立中原養護学校

**ソ 人事委員会事務局（2箇所）**

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

**タ 監査事務局（2箇所）**

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

**チ 労働委員会事務局（1箇所）**

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

**ツ 選挙管理委員会（1箇所）**

神奈川県選挙管理委員会

**テ 神奈川海区漁業調整委員会（1箇所）**

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

**ト 内水面漁場管理委員会（1箇所）**

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

**ナ 公安委員会（警察本部）（110箇所）**

**(7) 本庁機関（57箇所）**

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部会計課、総務部施設課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪対策課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、警備部オリンピック・パラリンピック対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県



警察学校

(イ) 出先機関 (41 箇所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

[以下既報告] (12 箇所)

神奈川県山手警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県平塚警察署

## 別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

県の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第 199 条第 10 項により、監査の結果に基づいて、監査委員の合議により次の意見を付記する。

### 1 車検等に係る請負契約について

総務局財産経営部庁舎管理課（以下「庁舎管理課」という。）では、所有する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車 1 台ごとに随意契約により、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）と請負契約を締結し実施していた。また、企業庁及び警察本部を除く県の出先機関（以下「出先機関」という。）においても、同様に、保有する自動車の車検等に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車 1 台ごとに随意契約により、指定自動車整備事業者と請負契約を締結し実施していた。

公用車の維持管理は、本庁機関の供用自動車については庁舎管理課が、出先機関の自動車については各所属がそれぞれ行っており、庁舎管理課は、これと併せて県における車両の調達、整備、配車等の統括管理及び安全運転管理の指導を行うこととされている。

そして、庁舎管理課が平成 29 年度末現在で所有する 5 台の自動車に係る車検等については、車検等の都度、自動車 1 台ごとに予定価格が少額であることを理由とした随意契約により、メーカー系ディーラーである指定自動車整備事業者と請負契約を締結し実施している。

また、出先機関においても、同様に、平成 29 年度末現在で所有する計 454 台の自動車に係る車検等について、車検等の都度、自動車 1 台ごとに予定価格が少額であることを理由とした随意契約により、メーカー系ディーラーなどの指定自動車整備事業者と請負契約を締結し実施している。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査料等の各項目の単価を設定することが可能であると認められる。

また、県内各地域には、複数の指定自動車整備事業者が存在していることなどから、車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し競争契約により請負契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

したがって、車両の整備等の統括管理を所管する庁舎管理課において、車検等に係る請負契約について、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するよう、企業庁及び警察本部を除く県の出先機関が保有している自動車を含め契約の対象となる自動車を一定の地域単位で集約して競争契約とするなど、契約方法の見直しを行うことが望まれる。

（総務局 財産経営部庁舎管理課）

## 2 車検等に係る請負契約について

警察本部では、保有する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）に当たり、競争入札に付することなく、随意契約により、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）16 者とそれぞれ請負契約を締結し実施していた。また、各警察署においても、同様に、保有する自動車の車検等に当たり、競争入札に付することなく、随意契約により、複数の指定自動車整備事業者とそれぞれ請負契約を締結し実施していた。

警察本部は、神奈川県における個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たっており、その事務の用に供するために、平成 29 年度末現在で 1,153 台の自動車を警察本部総務部装備課（以下「装備課」という。）において管理しており、このうち、同年度に車検等を実施した台数は、1,081 台である。

これらの自動車に係る車検等に当たっては、警察本部が自ら整備工場を有していないこと、一般の乗用自動車に比べて使用頻度が高く、車検等の際に併せて修理を要することも多いことなどから、その整備等に支障をきたすことがないよう、メーカー系ディーラーを含む 16 者の指定自動車整備事業者とそれぞれ随意契約により通年の請負契約を締結して実施している。そして、請負契約の締結に当たっては、車検等の際に併せて修理を行う場合、修理費を事前に算定することはできないなどとして、検査料等の単価は定めておらず、整備が完了した自動車 1 台ごとの整備代金の合計額を支払代金とし、整備を受注した指定自動車整備事業者が 1 か月分をとりまとめて請求することとしている。

また、警察署においても、同様に、メーカー系ディーラーを含む複数の指定自動車整備事業者とそれぞれ随意契約により、検査料等の単価を定めずに通年の請負契約を締結して実施しており、整備が完了した自動車 1 台ごとの整備代金の合計額を支払代金とし、整備を受注した指定自動車整備事業者が 1 か月分をとりまとめて請求することとしている。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査料等の各項目の単価等を設定することが可能であると認められる。

また、県内各地域には、複数の指定自動車整備事業者が存在していることなどから、その整備等に支障をきたすことがない範囲で、車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し競争契約により請負契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

したがって、装備課において、車検等に係る請負契約について、警察署が保有している自動車を含め契約の対象となる自動車を一定の地域単位で集約して競争契約とするなど、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するための取組を行っていくことが望まれる。

（神奈川県警察本部 総務部装備課）